

8 職員の勤務時間、その他の勤務条件

①職員の勤務時間（標準的なもの）

1 週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38 時間 45 分	8:30	17:15	12:00～13:00

（注）職種により異なります。

②休暇制度

種 類	概 要
年次有給休暇	労働基準法第 39 条の諸規定により与えられる有給による休暇であり、1 年につき最高 20 日間付与され、前年に未使用日数がある場合は 20 日を限度に繰越可能
病 気 休 暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に 90 日の範囲内において取得可能
組 合 休 暇	職員が次の各号に該当する場合で、任命権者が業務遂行上特に支障がないと認められる場合に、一の年につき 30 日の範囲内において取得可能 (1) 登録職員団体の適法な業務又は活動に従事する場合 (2) 登録職員団体の加入する上部団体の適法な業務又は活動に従事する場合 ※ 1 日または時間を単位として与えるものとし、無給とする
特 別 休 暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇（種類及び日数は次表のとおり）
介 護 休 暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで負傷、疾病、または老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内において、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇 ※ 勤務しない 1 時間につき、1 時間当たりの給与額を減額する

○ 特別休暇の種類及び日数

項 目	日 数
職員が選挙権その他公民権を行使する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	1 日又は半日若しくは 1 時間を単位として必要と認められる期間
職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所その他官公署へ出頭する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	1 日または半日若しくは 1 時間を単位として必要と認められる期間
職員が骨髄移植の登録の申出を行い、または骨髄移植のための骨髄液を提供する場合で、申出または提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	1 日又は半日若しくは 1 時間を単位として必要と認められる期間
職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	結婚の 5 日前から結婚の日後 1 月を経過する日までの期間内において、1 日を単位とする 5 日の範囲内の期間
妊産婦である女子職員が保健指導又は健康診査を受けるとき	妊娠満 23 週までは 4 週に 1 回、妊娠満 24 週から 35 週までは 2 週に 1 回、妊娠満 36 週から出産までは 1 週に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回

母子健康手帳の交付を受けた妊娠中の職員が妊娠に伴うつわり等により勤務することが困難である場合	1日を単位として14日の範囲内の期間		
職員が出産する場合	出産の予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前から産後8週間を経過する日までの期間		
生後1年に達しない生児を育てる女性職員が、その保育のため必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内		
職員の妻の出産に伴い、産前8週（多児妊娠の場合14週）前の日から産後8週の間に、当該子または就学前の子を養育する場合	5日の範囲内の期間		
職員の妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内において、3日の範囲内の期間		
職員の親族が死亡した場合で、葬儀、服喪、その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	区 分	血族の場合	姻族の場合
	父 母	7日以内	5日以内
	祖 父 母	5日以内	1日以内
	配偶者	10日以内	
	子	5日以内	1日以内
	兄弟姉妹	5日以内	2日以内
	孫	2日以内	
	伯叔父母、甥、姪	2日以内	1日以内 （甥姪は除く）
職員が配偶者及び一親等の血族の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間		
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持等のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	7月から9月までの期間内における、1日を単位とする、連続する3日の範囲内の期間		
女性職員が生理日に勤務することが著しく困難である場合	1日を単位として3日の範囲内の期間		
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているため勤務しないことが相当であると認められる場合	7日の範囲内の期間		
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間		
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことが止むを得ないと認められる場合	必要と認められる期間		

職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合 ▽地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又は周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 ▽身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の身体上、精神上の障害がある者または負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設での活動 ▽身体上若しくは精神上の障害、負傷又は、疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において 5 日の範囲内の期間
就学前の子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日（就学前の子が 2 人以上の場合は 10 日）の範囲内の期間
要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合は 10 日）の範囲内の期間
前各号に定めるもののほか、任命権者が特に認める場合	1 日又は半日若しくは 1 時間を単位として必要と認められる期間

③ 年次有給休暇の取得状況（H31. 1. 1～R1. 12. 31）

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
35,648 日	9,418 日	961 人	9.8 日	26.4%

④ 育児休業の状況（H31. 4. 1～R2. 3. 31）

区 分	男 性	女 性
新たに育児休業取得した者	0 人	15 人
前年度から引き続いている者	0 人	25 人